

# 企業・団体献金の規制強化のための新たな枠組み

寄附者 受領者		個人		会社・労働組合・職員団体・ その他の団体		政治団体				
						政党・政治資金団体		その他の団体		
		総枠制限	同一の相手方 に対する個別 制限	総枠制限	同一の相手方 に対する個別制限	総枠制限	同一の相手方 に対する個別 制限	総枠制限	同一の相手方 に対する 個別制限	
政党・政治資金団体		年間 2,000万円	(なし)	資本金・組合員数等 に応じて、年間 750万～1億円	<p>制限なし ↓ 年間上限割合(2割) を設ける</p> <p>・ 企業・団体献金を受領可能な政党支部を 都道府県連(指定政党支部)に限る ・ 政党への企業・団体献金(金銭)を原則 振込みに限定</p> <p>※ 指定政党支部の収支報告書のオンライン 提出・DBでの情報提供がされるよう、 速やかに検討し必要な措置を講じる ※ 将来的には、政党法のガバナンスに 服する政党のみが、企業・団体献金を 受け取れるようにする</p>	制限なし		制限なし ↓ 年間 2,000万円	制限なし ↓ 年間 1億円	年間 5,000万円 ↓ 年間 2,000万円
その他の政治団体	資金管理団体	年間 1,000万円	年間 150万円	禁 止	金銭等に限り禁止 ※ 政党から公職の候補者 に対するものはR9.1.1～	金銭等に限り禁止	金銭等に限り禁止 その他は制限なし			
	資金管理団体 以外の政治団体		年間 150万円							
公職の候補者		公職の候補者 に対するものは金 銭等に限り禁止						金銭等に限り 禁止 その他は 年間 150万円		